

公益社団法人世田谷法人会 弔意規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人世田谷法人会（以下「この法人」という。）の会員又は親族において逝去した者がある場合に、会員本人及び家族の思いがけない不幸に対し、香典、及び供花を贈り哀悼の意を表すとともに、会員相互の扶助を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の通りとする。

- (1) 業務執行理事、理事、監事の場合には、本人、配偶者、一親等とする。
- (2) 地区役員、委員会委員、部会役員の場合には、本人、及び配偶者とする。
- (3) 部会員の 경우에는、部会員本人とする。
- (4) 一般会員の場合には、代表者本人とする。
- (5) 正副会長経験者、理事経験者、監事経験者は、平成24年4月1日の公益法人化以降に就任された経験者本人とする。

(香 典)

第3条 弔慰金は、次の通りとする。

- (1) 業務執行理事、理事、監事の場合には、30,000円とする。
- (2) 業務執行理事、理事、監事の配偶者、及び一親等の場合には、10,000円とする。
- (3) 地区役員、委員会役員、部会役員、及びその配偶者の場合には、10,000円とする。
- (4) 部会員の 경우에는、10,000円とする。
- (5) 一般会員の代表者の場合には、10,000円とする。
- (6) 正副会長経験者の場合には、30,000円とする。
- (7) 理事経験者、監事経験者の場合には、10,000円とする。

(供 花)

第4条 供花は、次の通りとする。

- (1) 業務執行理事、理事、監事とその配偶者、又は一親等の場合には、生花、又は花環一基とする。
- (2) 正副会長経験者、理事経験者、監事経験者の場合には、生花、又は花環一基とする。

(通知する範囲)

第5条 公益社団法人世田谷法人会地区規約第6条(役員の職務)第5項により地区長、又は会員から事務局が訃報を受けた場合には、事務局は電子媒体を利用して次の対象者に周知する。

- (1) 業務執行理事、理事、監事とその配偶者、又は一親等の場合には、業務執行理事、理事、監事、地区役員、委員会委員、部会役員とする。
- (2) 地区役員、及びその配偶者の場合には、業務執行理事、理事、監事、所属地区役員とする。
- (3) 委員会役員、及びその配偶者の場合には、業務執行理事、理事、監事、所属委員会委員とする。
- (4) 部会役員、及びその配偶者の場合には、業務執行理事、理事、監事、所属部会役員とする。
- (5) 部会員の 경우에는、所属部会の部会員とする。
- (6) 一般会員の代表者の場合には、所属地区役員とする。
- (7) 正副会長経験者、理事経験者、監事経験者の場合には、業務執行理事、理事、監事、地区役員、委員会委員、部会役員とする。

(会 葬)

第6条 会長、もしくは代理の役員が通夜又は告別式に参列する。

(その他)

第7条 第5条(通知範囲)及び第6条(会葬)は、第2条に定める対象者以外の場合には周知を控えることとし、会葬についても弔電に変えることができる。

2 遺族が弔慰金や供花についてその全部又は一部の受領を固辞した場合は、この法人は遺族の心情に配慮し、遺族の意向に従うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成25年9月12日から施行する。
- 2 本規程は、令和6年3月27日から施行する。